

八丈町農業委員会

第8回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和3年11月24日(水)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和3年11月24日（水） 9：00～10：00

2. 場 所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：11名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	浅沼 實（欠席）
会長職務代理者	13	浅沼 博之（欠席）	〃	7	菊池 家司
委員	1	磯崎 正	〃	8	大澤 正雄
〃	2	伊勢崎 武二	〃	9	菊池 勝男
〃	3	菊池 國仁（欠席）	〃	10	奥山 完己
〃	4	菊池 寛	〃	11	青木 保憲
〃	5	磯崎 典雄	〃	12	沖山 宗春

4. 農業委員欠席：3名

5. 農地利用最適化推進委員出席：6名

委員	1	菊池 睦男	委員	5	浅沼 隆章
〃	2	加藤 純生	〃	6	欠員
〃	3	笹本 守彦	〃	7	奥山 利平
〃	4	西條 忍			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：0名

7. 会議録署名委員の指名： 9番 菊池 勝男委員、10番 奥山 完己委員

8. 議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 5) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）

9. 出席事務局職員：事務局長 高野 秀男、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 笹本 大祐、
事務局 篠崎 京平、坂井 俊介、笠井 貴夫、小宮山 優

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：5名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 河村 徹

八丈支庁産業課農務担当 主事 山口 修平

八丈支庁産業課農務担当 主事 山内 佑紀

島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古

島しょ農林水産総合センター 主任普及指導員 平塚 徹也

11. 傍聴人：1名

[会議内容]

職務代理 それでは時間となりましたので第8回総会を開催いたします。
本日の会議録署名委員ですが、9番委員・10番委員お願いします。
次に会長活動報告を行います。

議長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。
令和3年11月24日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、
面積236㎡、権利種別 3条有償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は自身が島外にあり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 オクラ・果樹類

続いて、番号2① 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 1,299㎡

続いて、番号2② 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、

面積 2, 718㎡、2筆合計 4, 017㎡、権利種別 3条有償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は、自身が島外におり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 イモ類・野菜類

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1の●●●●さんについては現在無職であります。農地については、農地取得後整備し、オクラと果樹類を栽培するとのことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業を行っていききたいということです。番号2①②の●●●●さんについては現在会社に勤めながら農業を行っているとのことです。農地取得後整備し家族と共に野菜・イモ類の栽培を行うとのことです。全部効率利用・常時従事については問題ありません。地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業を行っていききたいということです。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、2番推進委員お願いします。

推委2番 番号1農地については、事務局からの説明のとおり、現在荒れてはいますが、整備すれば問題ないと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、4番農業委員お願いします。

農委4番 番号1農地については、2番推進委員からも説明があったとおり、農地の面積がそこまで大きくないので、整備すれば問題はないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号2農地について、4番推進委員お願いします。

推委2番 番号2①農地については、整備されてきれいな状態ですぐにでも畑として活用できます。番号2②農地については、荒れた状態ではありますが、整備すれば問題なく活用できるかと思

いますので、よろしくお願いします。

議長 続いて、番号2農地について、7番農業委員をお願いします。

農委7番 譲渡人の●●●●さんに実際会いまして、島に帰ってくる見込みはないとの事でした。譲受人の●●●●さんについては、仕事の傍ら農業を行っており、農地についても整備すれば問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等がございますか。
…無いようでしたら第1号議案を許可相当と決めるにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。
令和3年11月24日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝
番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 489㎡、権利 所有権移転
譲渡人 ●●●●
譲受人 ●●●●
転用目的 住宅用地
転用理由 譲渡人と譲受人は親子関係にあたり、息子の住宅建設について土地を探したところ、今回の申請地が見つかった。譲受人は妻と子供1人の3人家族であり、他に所有地がない状況である為、当農地を譲り受け建築いたしたい。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1農地は農用地でなく、甲種、第1種、第2種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、その他の農地ということで、第2種農地と判断しています。そこで、確認事項が11項目ございますが、今回は1, 2, 4, 5, 7, 9の6項目を確認していきたいと思っております。

まず番号1申請地について「1区分と転用目的」ですが、先ほどの転用理由でも述べたとおり、譲受人は他に所有地がなく、この農地を転用するのがやむを得ないと判断しています。

次に「2 資力及び信用」ですが、建物の建築費は譲受人が融資によって賄うということで適当と判断しています。

次に「4 申請に係る用途に遅滞なく供する確実性」については、建築計画ができておりますので、確実と判断しています。

次に「5 行政庁の免許・許可・認可等処分見込」については、担当部署と事前相談を行い建築確認の見込がありますので、確実と判断しています。

次に「7 計画面積の妥当性」ですが、申請地の住居スペース及び駐車場スペースについては、家族構成を考慮した利用見込みである為、適当と判断しています。

最後に「9 周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、支障はないと判断しています。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、2番推進委員お願いします。

推委2番 事務局からの説明どおり、転用理由、確認事項どちらも問題ないかとおもわれますので、よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、4番農業委員お願いします。

農委4番 譲渡人と譲受人は親子関係にあたります。譲受人の●●●●さんは家業を継ぐという事で島に帰ってきて、自分の家を建築するとのこと。事務局が説明した転用理由、確認事項どちらも問題ないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。…無いようでしたら第2号議案を承認することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号については承認といたします。

議長 続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）を上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和3年11月24日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 9,012㎡

所有権を移転する者 ●●●●
所有権の移転を受ける者 ●●●●●
利用目的 野菜
売買価格 8,000,000円
移転の時期 令和4年3月1日
支払方法 口座振替
支払期限 令和4年2月28日

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

番号1農地の●●●●さんについては、家族と共に全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので問題ありません。

農地については整備を行い、トマトなどの野菜を栽培していく計画となっております。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、3番推進委員お願いします。

推委3番 農地を確認しましたが、すぐにでも耕作できるような状態であり問題ないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、1番農業委員お願いします。

農委1番 事務局、推進委員と一緒に現場を確認いたしました。推進委員からも説明がありましたように、農地はきれいに整備されております。所有権の移転を受ける●●●●さんとも話し、今後トマトを主に栽培していくとの事ですので問題ないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。…無いようでしたら第3号議案を承認することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第3号については承認といたします。